

## 久慈市告示第24号

ファミリー・サポート・センター事業利用補助金交付要綱を次のように定め、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月6日

久慈市長 遠 藤 譲 一

### ファミリー・サポート・センター事業利用補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1 この告示は、ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（令和8年久慈市告示第23号。以下「実施要綱」という。）に基づき実施する相互援助活動（以下「援助活動」という。）に係る利用者の経済的負担の軽減を図るため、援助活動を利用したひとり親世帯等に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、この補助金の交付に関して、補助金交付規則（平成18年久慈市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2 この告示において使用する用語は、実施要綱において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 扶養親族 おねがい会員又はおねがい会員の配偶者の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。）で援助活動を利用した者以外の者をいう。
- (2) 住民税非課税世帯 世帯全員について、援助活動の利用月が4月から6月までの場合は前年度の住民税が、7月から翌年3月までの場合は当該年度の住民税が非課税である世帯をいう。

#### (交付の対象となる者)

第3 補助金の交付の対象となる者は（以下「対象者」という。）は、おねがい会員のうち、久慈市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する久慈市の住民基本台帳に記録されている者であって、次に掲げる各号のいずれかに該当するもの（実施要綱第14に規定する利用料を滞納していない者に限る。）とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による扶助を受けている者
- (2) 児童扶養手当法（昭和36年法律238号）第4条第1項に基づき児童扶養手当を

受給している者、又は配偶者がいない者であって援助活動の日が属する年度の末日時点において9歳以下である児童等を同一世帯において養育しているもの

(3) 住民税非課税世帯の者

(4) 配偶者又は扶養親族が次のいずれかに該当し、日常的に生活介護を行う必要がある者

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定による要介護認定を受けている者

イ 介護保険法第32条の規定による要支援認定を受けている者

ウ 次のいずれかに該当する者

(ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者

(イ) 愛の手帳の交付を受けた者

(ウ) 精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(エ) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条の規定による障害基礎年金又は厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条の規定による障害厚生年金の支給を受けている者

(オ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による各種給付のための受給資格を有する者

(カ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による各種医療等の受給資格を有する者

(キ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条の規定による特別児童扶養手当の対象児童又は同法第17条の規定による障害児福祉手当若しくは同法26条の2の規定による特別障害者手当支給を受けている者

(5) 小学校就学の始期に達するまでの多胎児を同一世帯において養育している者

(6) その他市長が特に必要と認める者

(補助対象費用)

第4 補助対象の費用は、実施要綱第14の規定により支払った利用料とし、交通費、おやつ代等の実費負担額及び援助活動の取消に係る費用は、補助の対象としない。

(補助金額)

第5 補助金の額は、報酬の1月の合計額の2分の1に相当する額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 他の制度等により、支払った利用料の額が減額され、又は償還される場合における補助金の額は、前項の規定にかかわらず、当該減額又は償還された額を利用料の額から控除した後の額の2分の1に相当する額とする。

(対象者の登録)

第6 補助金の交付を受けようとする者は、年度ごとに、あらかじめ対象者である旨の市長の登録を受けるものとする。

2 前項の登録を受けようとする者は、ファミリー・サポート・センター事業利用補助金登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 第3第1号に該当する者 生活保護受給証明書の写し

(2) 第3第2号に該当する者 児童扶養手当証書の写し又は戸籍謄本の写し

(3) 第3第3号に該当する者 住民税非課税証明書の写し

(4) 第3第4号に該当する者 配偶者若しくは扶養親族の要支援若しくは要介護認定区分が記載された介護保険被保険者証、障害者手帳又は年金証書等第3第4号ウ（ア）から（キ）までに該当していることを証明できる書類

(5) 第3第5号に該当する者 世帯全員分の住民票の写し

(6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、公簿等により確認ができる場合は、前項各号に掲げる書類を省略することができるものとする。

(登録の決定)

第7 市長は、第6第2項の規定による登録の申請があったときは、登録の可否を決定し、ファミリー・サポート・センター事業利用補助金登録承認（不承認）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により対象者としての登録の承認を受けた申請者（以下「登録者」という。）を台帳に登録するものとする。

(補助金の交付開始)

第8 補助金の交付は、第7第1項の規定により承認の決定をした日以後の援助活動

について行うものとする。

(届出)

第9 登録者は、氏名、住所その他の登録事項に変更があったときは、速やかにファミリー・サポート・センター事業利用補助金登録変更届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、台帳の登録事項を変更するものとする。

(資格喪失)

第10 第3に規定する対象者に該当しなくなった者は、対象要件を欠いた日に補助を受ける資格を喪失したものとする。

(補助金の申請)

第11 補助金の交付を受けようとする登録者(以下「申請者」という。)は、ファミリー・サポート・センター事業利用補助金交付申請書兼請求書(様式第4号)(以下「交付申請書」という。)を別表に定める提出期限までに、市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定及び交付)

第12 市長は、交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、ファミリー・サポート・センター事業利用補助金交付(不交付)決定通知書(様式第5号)により補助金の交付の可否について申請者に通知するとともに、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金に関する調査)

第13 市長は、補助金に関し必要と認めるときは、登録者又は申請者に対し報告を求め、又は調査を行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第14 登録者又は申請者が虚偽その他の不正の手段により、補助金を得たことが判明したときは、市長は補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項により、補助金の交付決定が取り消された場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は期限を定めて、登録者又は申請者にその返還を命ずるものとする。

(その他)

第15 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

別表（第 11 関係）

利用月	提出期限
4 月から 6 月まで	利用月が属する年度の 7 月末日
7 月から 9 月まで	利用月が属する年度の 10 月末日
10 月から 12 月まで	利用月が属する年度の 1 月末日
1 月から 3 月まで	利用月が属する年度の翌年度の 4 月 10 日